

議案第 4 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 21 年 2 月 10 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教県第21093号
平成21年2月2日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正 する条例（案）

平成21年2月議会（定例会）

教育庁県立学校教育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとする。 (第2条関係)
- (2) この条例は、平成21年4月1日から施行することとする。 (附則)

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第31条第3項及び第41条第1項
- (2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和33年法律第116号)
- (3) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭和36年法律第188号)

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,370人」を「4,351人」に、「1,569人」を「1,594人」に、「11人」を「14人」に、「9,284人」を「9,174人」に、「15,234人」を「15,133人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年2月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

		沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）新旧対照表	
		改 正 案	現 行
(職員定数)		(職員定数)	
第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。			
(1) 県立高等学校	4,351人	(1) 県立高等学校	4,370人
(2) 県立特別支援学校	1,594人	(2) 県立特別支援学校	1,569人
(3) 県立中学校	14人	(3) 県立中学校	11人
(4) 市町村立小学校及び中学校	9,174人	(4) 市町村立小学校及び中学校	9,284人
合計	15,133人	合計	15,234人

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

定数条例の考え方

教育庁県立学校教育課

沖縄県学校職員の定数条例は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき算定した定数と県単独で配置している教諭、現業職員等の定数を合算した数値が条例定数となっている。

<市町村立小・中学校及び県立中学校の職員定数>

義務標準法定数（本則定数+政令定数+充て指導主事（国庫））一定数内非常勤講師
+ 県単定数 = 条例定数

※但し、標準法定数が大きくなる場合は、標準法定数が条例定数になる。

<県立高等学校の職員定数>

高等学校標準法（本則定数+政令定数）+ 県単定数 = 条例定数

- (1) 主に生徒の収容定員や学科等による標準法で算出される定数（校長、副校长、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、実習助手、学校事務が対象）
- (2) 政令定数（センター研修、大学院派遣、初任研加配、生徒支援加配等）などによって算出される教職員数
- (3) 県単独で配置している教職員数（充て指導主事、専攻科教諭、専攻科実習助手、図書館司書、その他現業職員）

<県立特別支援学校の職員定数>

義務・高等学校標準法定数（本則定数+政令定数）+ 県単定数 = 条例定数

- (1) 主に児童・生徒数、学級数等による標準法で算出される定数（校長、教頭、教諭、養護教諭、寄宿舎指導員、実習助手、栄養職員、学校事務が対象）
- (2) 政令定数（センター研修、大学院派遣、初任研加配等）などによって算出される教職員数
- (3) 県単独で配置している教職員数（幼稚部教諭、専攻科教諭、専攻科実習助手、その他現業職員）

平成 21 年度 小・中学校、県立特別支援学校の児童・生徒数（見込み）
並びに高等学校の収容定員

沖縄県教育委員会

1. 市町村立小・中学校、県立中学校及び県立特別支援学校の職員定数の算定における基礎数値は、
児童・生徒数による。

校種	平成 20 年度	平成 21 年度	増減	備考
市町村立小学校	100, 529	99, 694	△ 835	
市町村立中学校	48, 884	49, 367	483	
県立中学校	156	236	80	
小計(小・中)	149, 569	149, 297	△ 272	
県立特別支援学校	1, 833	1, 890	57	
計	151, 402	151, 187	△ 215	

※平成 20 年度の児童生徒数は平成 20 年 5 月 1 日現在の調査による。
※平成 21 年度の児童生徒数は平成 21 年 5 月 1 日現在の見込みである。

2. 高等学校の職員定数の算定における基礎数値は、生徒の収容定員による。

校種	平成 20 年度	平成 21 年度	増減	備考
県立高等学校	50, 200	50, 000	△ 200	